

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成24年7月5日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

今井和桂子，河野雄三，小林 寛，佐藤敬子，田中朋子，田中宏明，玉衛隆見，
中谷雄二郎，秦野恵子（五十音順，敬称略）

4 議事内容

(1) 家庭裁判所の手続案内について

ア 家事手続案内についての説明

イ 模擬家事手続案内

ウ 意見交換（□：委員長，○：委員，●：裁判所）

○ 今回行った模擬手続案内の事例は，最初から離婚することを前提としている利用者の方を題材としているので，見ていて分かりやすかったと思うが，手続案内を行う裁判所職員が，離婚を求めるという前提で作業を進めているようにも思える。離婚するのか，円満調整を行うのかを未だ選択できていない利用者にとっては，分かりにくいところもあるのではないかと。

● 調停申立書の様式は，円満方向に調整を求める場合と離婚を求める場合のどちらかを選択するようになっているので，迷いがある方は，その旨を申立人照会書の中に記載していただき，調停の場で趣旨の変更をすることが可能である。

● 申立時点で離婚を求めていたとしても，調停を進めていくうちに気持ちの変化があり，円満の方向で調停が成立することもある。

○ 手続案内の段階で，離婚又は円満調整のどちらを求めるか迷いがある利用者に対しては，「申立後に考えを変えることも可能です。」という説明を行った方が，親切な取扱いだと思う。

○ 利用者は，裁判所に来るまでに相当な葛藤があると思うが，模擬手続案内を見ていて，事務的に片付けすぎているのではないかと感じた。手続案

内の中に、もう少し、カウンセリング的な関わりを含んだほうがよいのではないかと感じた。

- 手続案内の中に、カウンセリング的な関わりを含んだ方がよいのではという点については、利用者側にあまり深入りをしすぎないという制約もあり、難しい面がある。

利用者の顔色や声の感じ等に注意しながら対応し、来られた方が何を求めているかということが一番に気を付けている。

また、通常は事務室内のカウンターで手続案内を行っているが、プライバシー等の点に配慮し、別室に移動して手続案内を行うこともある。

- 1回の手続案内に際して、20～30分位の時間的な目安があり、限られた時間の中で案内を行うことによって、機械的に見られるようなことがないように、短時間で分かりやすい説明を行うことを心掛けている。

- 時間的な制約に関しては、法的な根拠があるのか。

時間をかけて丁寧な対応をすることも必要ではないか。

- 法的な根拠はないが、手続案内の利用者数は増加しており、これを限られた職員の数で行うことを考えた場合、20～30分位の時間が相当であると考えている。ただし、あくまでもこの時間については目安であって、事案に応じて、長い時間を掛けることもあり、柔軟に対応している。

また、今回行った手続案内については、いわゆる導入部分であり、この後、調停の手続などへと進んでいくことになるが、調停の場では、時間を掛けて詳しい話を聴くことになる。

- 手続案内の冒頭に「調停の段階で詳しくお話を聴くこととなります。」というような説明が必要ではないかと思う。
- 裁判所の手続案内の限界として法律相談の禁止という制約があり、難しいことであることは理解しているが、多くの利用者は法律に詳しくないと思われるので、離婚調停の手続案内の中で、生活費の請求を行うことができるなどというように、アドバイスのことを行うことは可能か。
- 離婚調停申立書と同時に提出していただく申立人照会書の中に、生活費のことについて記載できる欄があり、また、調停を進めていく中で、生活

費が支払われないような事態が判明した段階で、婚姻費用分担の申立てについて説明を行っている。

○ 手続案内の最後に行っている面会交流のDVDの視聴の方法や時間については、利用者にとって大きな負担となっているのではないか。個室などの空間でDVDを視聴できるようにすること、また、時間的に余裕のない利用者には、DVDの貸出等を行うことは可能か。

● 施設・設備の問題等もあり、現段階では回答ができないが、検討したい。

○ どこまで、行政的な対応をサービスとして行うかを根本に考えなければならぬと思う。裁判所としては、一方の当事者側に肩入れをしていると勘違いされるような対応は不適當だろうと思うし、弁護士会、法テラス等との役割分担を意識しながら案内を行っていく必要があると考える。

(2) 夫婦関係調整事件の動向について説明

(3) 委員の立場から家庭裁判所の運営に関する意見について

○ 司法福祉という領域において、社会福祉士の立場で司法に参加している際に思うことは、社会福祉士団体と裁判所とのネットワークを密にすることが大事だと思う。

● 外部の関係機関に向けての積極的な発信及び関係機関との連携は必要である。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成25年2月6日(水) 午後3時から

(2) テーマ

家事事件手続法について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室